

協会だより

No.22

平成28年1月発行

# なごり



野沢温泉村 道祖神祭り

写真提供 野沢温泉観光協会

## CONTENTS

新年のご挨拶…………… 2・3

日本年金機構からのお知らせ  
知っておきたい  
“適用関係届のQ&A” …………… 4・5

協会けんぽからのお知らせ  
ジェネリック医薬品の普及を  
推進しています……………6

協会けんぽからのお知らせ  
健康保険委員を募集しています…………7  
『健康づくりチャレンジ宣言』で職場の  
健康づくりをご支援しています…………7

長野県社会保険協会からのお知らせ  
ねんきん説明会のお知らせ……………8



# 年頭のご挨拶



長野県社会保険協会  
会長

神林 章

謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様方にはお健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素当協会の事業運営につきまして、皆様から格別のご支援、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、昨年は国内外の政治、経済が変動した年となりましたが、特に中国の政治と経済が大きく影響したと感じております。

国内では少子高齢化が進行し社会構造、経済構造が変化しており、国はこれに対処するため「強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の実現を目的とする一億総活躍社会の実現を目指しています。

その一つである安心につながる社会保障では、将来に向けて持続可能な制度とするための制度改革が順次実施されております。

医療保障制度改革では、高齢化が進み年々医療費が膨らむ中で制度を持続させていくために、幅広い世代の負担を見直す内容となっています。今後も質の高い医療サービスが安定的に提供される制度として、安定した運営を期待するところです。

年金制度改革では、年金財政が厳しくなる中でマクロ経済スライド制度が実行されたり、厚生年金保険と共済組合が統一されたりして、制度の安定化が図られたところです。

このようなことから引き続き当協会では、社会保険制度の普及発展を応援する立場から研修や広報事業を行い、また、会員の皆様や被保険者とその家族の皆様の福利厚生のため、健康増進事業などの各種事業を行って参る所存です。

結びに皆様方のますますのご活躍と、会員事業所のご発展をご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



日本年金機構  
北関東・信越  
ブロック本部長

上野太美夫

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

長野県社会保険協会並びに会員の皆様には平素より、日本年金機構の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

はじめに、昨年5月に発生した、不正アクセスによる情報流出事案につきまして、国民の皆様にご迷惑とご心配をおかけいたしました。深くお詫び申し上げます。

現在、日本年金機構本部内に情報管理対策室および日本年金機構再生本部を設置し、セキュリティやガバナンス等の強化に向けて改革を推進しており、同時に再発の防止や基幹業務の立て直しを実施していることをご報告させていただきます。

さて、私ども日本年金機構は平成26年度を初年度とする第二次中期計画を策定し、基幹業務である適用、徴収、給付、記録管理、相談などの業務に全力を傾注し、各般の取り組みを進めております。また、国民の皆様にご公的年金制度に関する理解を深めていただくことを目的として、地域や教育機関などで公的年金に関する説明会やセミナーなどを開催し、周知・啓発事業を積極的に展開しております。これらの事業を推進するためには、皆様方のご理解とご協力が必要不可欠と考えております。

どうか本年につきましても昨年と変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、長野県社会保険協会の益々のご発展並びに会員の皆様のご健勝を心より祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



全国健康保険協会  
長野支部長

上原 明

謹んで新年のご祝辞を申し上げます。

平素は協会けんぽの事業運営に格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、過日平成25年度の国民医療費が初めて40兆円の大台を突破したとの報道がなされましたが、ご記憶に新しいことと思います。

少子高齢化や医療技術の進歩に伴い、医療費は毎年1兆円近い伸びを示しています。2025年には、団塊の世代が後期高齢者となり、医療・介護需要は更に増大し、医療提供体制とのミスマッチの拡大が懸念されています。

こうした状況を踏まえて、全国で地域医療構想の策定が開始されました。長野県も平成27・28年度の2年をかけて策定の予定です。

地域医療構想をかいつままで申し上げますと、2025年を目途に、現行の急性期機能に偏った病床機能を見直し、在宅医療の充実を図るなど、人口構造の変化に基づく医療提供体制を構築しようとするものです。

これまでどちらかと言えば医療計画は、医療提供側中心に策定されてきました。地域医療構想は、保険者の参加が法定され、受療者側の意見が反映できる機会を得たという点で大変意義深い事です。

加入者の皆様と一層コミュニケーションを深め、発言力を強化することで、効率的で質の高い医療の実現を目指して行きたいと考えております。引き続きご理解とご支援を宜しくお願い申し上げます。

結びに、長野県社会保険協会様並びに会員企業様の益々のご発展を祈念申し上げ新年のご挨拶とさせていただきます。

**あけましておめでとうございます。**  
本年も何卒よろしくお願い申し上げます。

(一財)長野県社会保険協会

長野支部長  
柳澤 次夫

長野北支部長  
神林 章

東信支部長  
和田 孝弐

南信支部長  
河西 洋

伊那支部長  
唐澤 敏治

飯田支部長  
宮島 八束

中信支部長  
大池 太士

長野県社会保険委員会

長野南社会保険委員会  
山上 哲生

長野北社会保険委員会  
原田 照夫

小諸社会保険委員会  
藤原 尚志

岡谷社会保険委員会  
大峰 貫治

伊那社会保険委員会  
井上 英昭

飯田社会保険委員会  
各務 誠

松本社会保険委員会  
宇治 一成

日本年金機構

長野南年金事務所  
中澤 啓夫

長野北年金事務所  
江部 正弘

小諸年金事務所  
塩濱 昌克

岡谷年金事務所  
小林 弘美

伊那年金事務所  
新保 千春

飯田年金事務所  
南 邦昌

松本年金事務所  
水野 稔

日本年金機構からのお知らせ

事業主の  
皆様へ

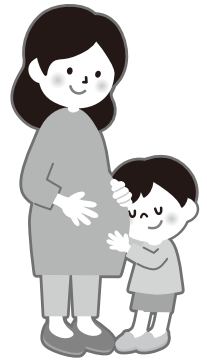
# 知っておきたい“適用関係届等のQ&A”

## Q 従業員が育児休業をとったときは、保険料の負担はどうなりますか？

A

被保険者が、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく育児休業制度を利用する場合（または3歳未満の子を養育する場合）については、事業主負担分と被保険者負担分の健康保険料及び厚生年金保険料が免除になります。育児休業等を取得した被保険者がいる場合は、すみやかに「育児休業等取得者申出書」をご提出ください。

保険料が免除になる期間は、「育児休業等を開始した日の属する月分」から「育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月分」です。



### 【例:保険料が免除される期間】

育児休業等開始日※	育児休業等終了日	保険料免除期間
平成26年7月21日	平成27年5月24日	平成26年7月～平成27年 <b>4月分</b>
平成26年7月28日	平成27年5月31日	平成26年7月～平成27年 <b>5月分</b>

※労働基準法で定められている産後休業期間は、育児休業等の期間になりません。育児休業等開始日は、産後休業期間終了の翌日からです。

### 【留意点】

「育児休業等取得者申出書」は、下記の①～③の期間ごとに提出が必要です。

- ① 1歳未満の子を養育するための育児休業
- ② 保育所待機など特別な事情がある場合の1歳6カ月到達するまでの育児休業
- ③ 1歳～3歳に達するまでの子を養育するための育児休業に準ずる休業

なお、予定よりも早く育児休業を終了したときは、「育児休業等取得者終了届」を提出してください。

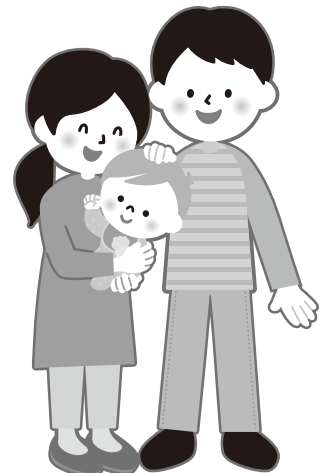
## Q 育児休業等を延長する場合は、どのような届出が必要ですか？

A

育児休業等を延長する場合は、「健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書」の提出が必要となります。なお、延長後の終了予定日は育児休業等にかかる子が、

- ① 1歳に達する日までの育児休業の場合は1歳に達する日
- ② 1歳から1歳6カ月に達する日までの一定の条件を満たす育児休業の場合は1歳6カ月に達する日
- ③ 1歳から3歳に達する日までの育児休業の制度に準ずる措置による休業の場合は3歳に達する日

をそれぞれ限度としていますので、届出の際にはご注意ください。



**Q** 育児休業等終了予定日前に育児休業等を終了した場合は、どのような届出が必要ですか？

**A** 育児休業等終了予定日前に育児休業等を終了した場合は、「健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者終了届」の提出が必要となります。

**Q** 3歳未満の子を養育している従業員の標準報酬が下がった場合、厚生年金の特例措置を受けられるそうですが、どのような手続きが必要ですか？

**A** 3歳未満の子を養育する被保険者または被保険者であった方で、養育期間中の各月の標準報酬月額が養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合、被保険者からの申し出により事業主が年金事務所へ「養育期間標準報酬月額特例申出書」を提出することにより、従前の標準報酬月額により年金額を計算する特例措置が受けられます。

なお、老齢厚生年金等を計算する際は養育期間前の（高い）標準報酬月額を使用しますが、厚生年金保険料は実際の（低い）標準報酬月額で計算されます。

◆特例措置の適用期間はいつまでですか

特例措置の適用期間は、子を養育することとなった日の属する月から次の①～⑥のいずれかに該当する日の翌日の属する月の前月までの各月のうち、養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る期間です。

- ①子が3歳に達したとき
- ②資格喪失したとき
- ③申し出に係る子以外の子について特例措置の適用を受ける場合、この申し出に係る子以外の子を養育することとなったとき
- ④子が死亡したとき、または養育しなくなったとき
- ⑤育児休業等を開始したとき
- ⑥産前産後休業を開始したとき

**【ご注意】**

**この「養育期間標準報酬月額特例申出書」を提出されていないケースが多く見受けられます。将来の年金受給が不利にならないようにするための特例措置となりますので、被保険者の皆様へ周知をお願いします。**



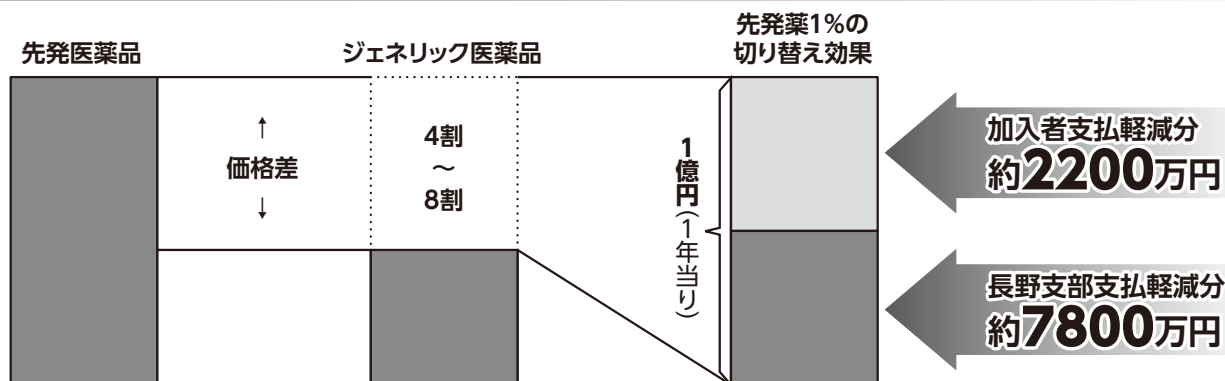
◎詳しくは年金事務所・厚生年金適用調査課にお問い合わせください。

協会けんぽからのお知らせ

# 頼れる味方！ジェネリック医薬品

あなたの健康とお財布+協会けんぽにも

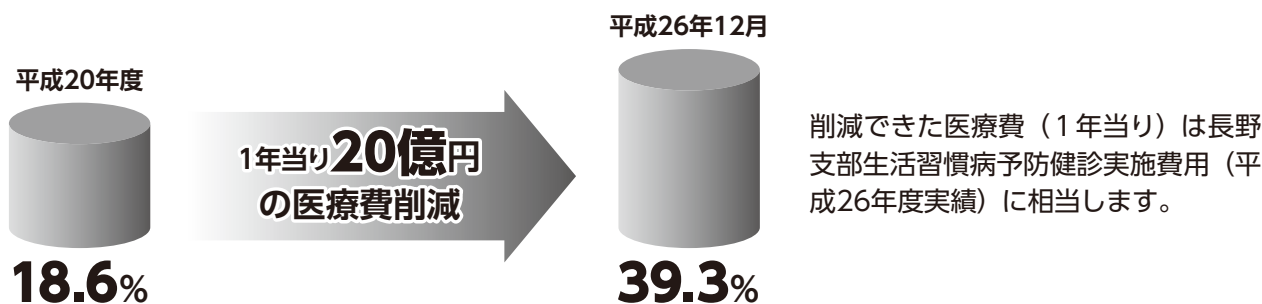
## 切り替え効果



※平成26年12月時点でのデータを使用して試算しております。そのため、多少の変動はあります。

また、長野支部の経費軽減分は患者負担割合（1～3割）を考慮し協会けんぽ負担割合78.1%を使用して試算しております。

## 削減効果(ジェネリック使用割合)

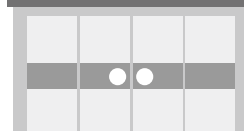


※平成24年4月より経腸成分栄養剤及び特殊ミルク製剤、生薬及び漢方薬は除外しジェネリックの使用割合を算出しています。そのため、平成20年度の使用割合はこれらを除外した影響2.3%を足しています。

## ジェネリック医薬品とは

先発医薬品（新薬）と同等の有効成分・効能があると国から認められている**安価なお薬**です。**効き目や安全性も、新薬と同等**であると承認されています。

薬 + 局



## ジェネリック医薬品に切り替えてみませんか？

ジェネリック医薬品の使用は加入者の皆様の負担軽減だけでなく、長野支部の医療費抑制にもつながります。安心と安さを兼ね備えたジェネリック医薬品の使用促進にご協力お願いいたします。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。



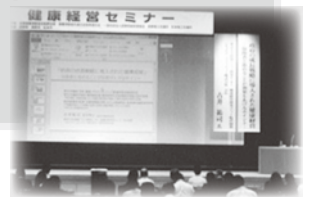
ジェネリック医薬品についての詳しい内容は **企画総務グループ** ☎**026-238-1251** までお問い合わせください

## 協会けんぽ長野支部では 健康保険委員を募集しています

協会けんぽ長野支部では、加入者の皆さまの健康増進と保険事業サービス向上のため、健康保険委員を募集しています

### 健康保険委員の役割は？ 普段のお仕事そのものが健康保険委員の活動です!!

- ① 広報・周知活動 …協会けんぽから発信する情報を事業主・加入者の皆さまへお伝えいただく周知の協力
- ② 相談 …各種保険事業や申請の手続きに関する加入者の皆さまからの相談への対応
- ③ 各種事業の推進 …職場の健康づくりや健診の受診を通した生活習慣病予防に関する啓発等、各種事業の推進
- ④ モニタリング …協会けんぽの事業運営やサービスに関するモニタリング、提言等



健康保険委員に委嘱いただきますと、協会けんぽより『健康づくりガイドブック』や毎月発行の広報誌『健康保険委員のひろば』のご送付、実務に役立つ研修会やセミナー開催のご案内をしております。

## 協会けんぽ長野支部では 『健康づくりチャレンジ宣言』で事業所の健康づくりをご支援しています

### 健康づくり チャレンジ宣言とは…

事業所全体で健康づくりに取り組むことを宣言し実施することで、心身ともに元気な職場<<健康企業>>を目指すことです!

### <<健康企業>>になることには、こんなにメリットがあります!!

- メリット1 生産性の向上 …病欠者が減少することで、欠勤率の低下や生産性が向上します。
- メリット2 負担軽減 …個人の健康増進によって医療費の負担軽減につながります。  
長期的には医療費適正化による保険料負担の軽減につながります。
- メリット3 リスクマネジメント …健康な状態で業務に取り組むことで、事故や労災を防ぎます。
- メリット4 企業イメージの向上 …労使の信頼関係が向上するだけでなく、対外的なアピールにもなり、企業のブランド価値が向上します。

### チャレンジ宣言 実施のイメージ

#### Step1.「事業所健康度診断カルテ」で自社の健康度(現状)を確認・把握

↓ 自社の現状を長野支部全体、県内同業種と比較することで現状を確認することができます。

#### Step2.「エントリーシート」を記入し、協会けんぽへ

↓ 目指す事柄を記入します。たとえば…健診結果でBMIに着目し、「社内で  
毎朝ラジオ体操を実施します」など、具体的な取組みを記入します。

#### Step3「チャレンジ宣言書」を社内で掲示し、取組みスタート



どんなことからでも『健康づくりの一步』を一緒に踏み出しましょう  
協会けんぽ長野支部では全力で皆さまの健康づくりを応援します!

※事業所の健康状態を視覚化した事業所健康度診断カルテ等をご用意します。

### 応募・エントリー方法

健康保険委員…ご応募いただける方は、募集案内をご確認の上、申込書を長野支部までご提出ください。募集案内および申込書は長野支部ホームページから印刷できるほか、お電話いただければご郵送でお送りいたします。  
チャレンジ宣言…ご連絡いただければエントリーシートをお送りしています。お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先 : 協会けんぽ長野支部 企画総務グループ TEL026-238-1251 まで



共に目指します。世界で一番(ACE)の健康長寿。  
**全国健康保険協会 長野支部**  
協会けんぽ

〒380-8583 長野市南長野西後町1597-1 長野朝日八十二ビル8階

代表: 保険証・健康保険給付・任意継続… 026-238-1250  
保険料率・ジェネリック医薬品… 026-238-1251  
健診・特定保健指導… 026-238-1253  
第三者行為・医療費のお知らせ… 026-480-0562

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/nagano/> 協会けんぽ 長野

## マジックキングダム終了のお知らせ

2016年3月をもって東京ディズニーリゾート・福利厚生プログラムの「マジックキングダムクラブ」が終了となります。

現在お持ちのメンバーシップカードは、有効期限までご利用いただくことができます。

なお、新規申込につきましては、2016年の2月分までの受付をもって終了とさせていただきますので、ご了承願います。



## ねんきん説明会のお知らせ



充実したシニアライフに必要な「年金」についての説明会を開催します。  
ご都合の良い会場へご参加ください。（参加費無料）

会場	佐久	長野	伊那	松本	飯田	岡谷
日時	1月25日(月) 14:00~	1月27日(水) 14:00~	1月25日(月) 13:30~	1月26日(火) 13:30~	1月28日(木) 13:30~	1月29日(金) 13:30~
場所	佐久市佐久平交流センター 佐久市佐久平駅南4-1	若里市民文化センター 長野市若里3-22-2	伊那市生涯学習センター 伊那市荒井3500-1 いなっせ	ホテルモンテニュー松本 松本市巾上3-2	飯田文化会館 飯田市高羽町5-5-1	テクノプラザおかや 岡谷市本町1-1-1
申込期限(必着)	1月20日(水)			1月20日(水)		
申込先FAX	026-223-4876			0266-21-2423		
お問い合わせ	東北信事務センター TEL 026-227-1455			中南信事務センター TEL 0266-21-2422		

**内容** 老齢年金・在職老齢年金等について（120分）

**講師** 日本年金機構年金事務所職員

**定員** 50名（申込先着順）

**対象者** 社会保険加入事業所の被保険者とそのご家族の方及び事業所の社会保険事務担当者

**申込方法** 下記の参加申込書にご記入いただき、**FAX**にてお申し込みください。

\*受講の決定については、開催日までに受講票をお送りいたします。

## 「ねんきん説明会」参加申込書

希望会場 (○をつけてください)	長野	佐久	岡谷	飯田	伊那	松本
事業所名			事業所記号			
所在地	〒					
電話番号						
申込責任者	*後日、申込責任者あて「受講票」をお送りいたします。					
フリガナ 参加者氏名						*協会使用欄

\*ご記入いただきました個人情報は、当説明会の運営のみに使用させていただきます。